

学校いじめ防止基本方針

柏市立土南部小学校
令和7年4月1日改正

1 いじめに対する基本理念

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

【いじめ防止対策推進法（第2条第1項）より】

上記の考え方のもと、全ての教職員が「いじめは、どの学校でも、どの学級でも起こりうるものである」という認識をもち、対応する。

学校においては、児童間のトラブルを「いじめの定義」に照らして指導するのではなく、児童間のトラブルは軽微なものを含めて、常にその解消に向けて指導することが必要である。定義はあくまでも調査のための指標であり、学校は常に児童の状況を見守り、よりよい人間関係を築けるよう指導していく。

また、いじめ防止対策推進法の遵守といじめ問題の対応にあたり、正確に丁寧な説明を行い、隠蔽せず、誠意をもって対応する。

(2) 保護者との連携・協力

法は、いじめの要件をいじめられている児童の主観を重視した定義に立っている。保護者には保護者会等で、具体的事例に即して法第2条の「いじめの定義」の共通理解を促し、どんな小さいいじめも初期段階から見過ごさない姿勢を共有する。

(3) インターネットを通じて行われるいじめ

インターネットいじめとは、携帯電話やパソコンを通じて、インターネット上のウェブサイト掲示板などに、特定の児童の悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メールを送ったりする方法によりいじめを行うと定義する。

このようなネット上のいじめについても、他のいじめと同様に決して許されるものではなく、ネット上のいじめの特徴を理解した上で、早期発見・早期対応に向けた取組を行う。

ただし、学校は当事者（書き込みされた被害者、書き込んだ加害者、場を提供しているサービス業者）ではないので、削除や発信者情報開示の代行はしない。（弁護士法第72条「非弁行為」の禁止に該当し、訴訟となった場合「被告」になることがある。）

2 学校いじめ対策組織

(1) 日常的な業務についての協議 生徒指導部会

① 構成

生徒指導主任，各学年から1名，教育相談担当者，養護教諭で構成する。

② 役割

月1回部会を開催して情報交換を行い，職員会議において全教職員で問題行動を有する児童の現状や指導についての共通理解を図る。

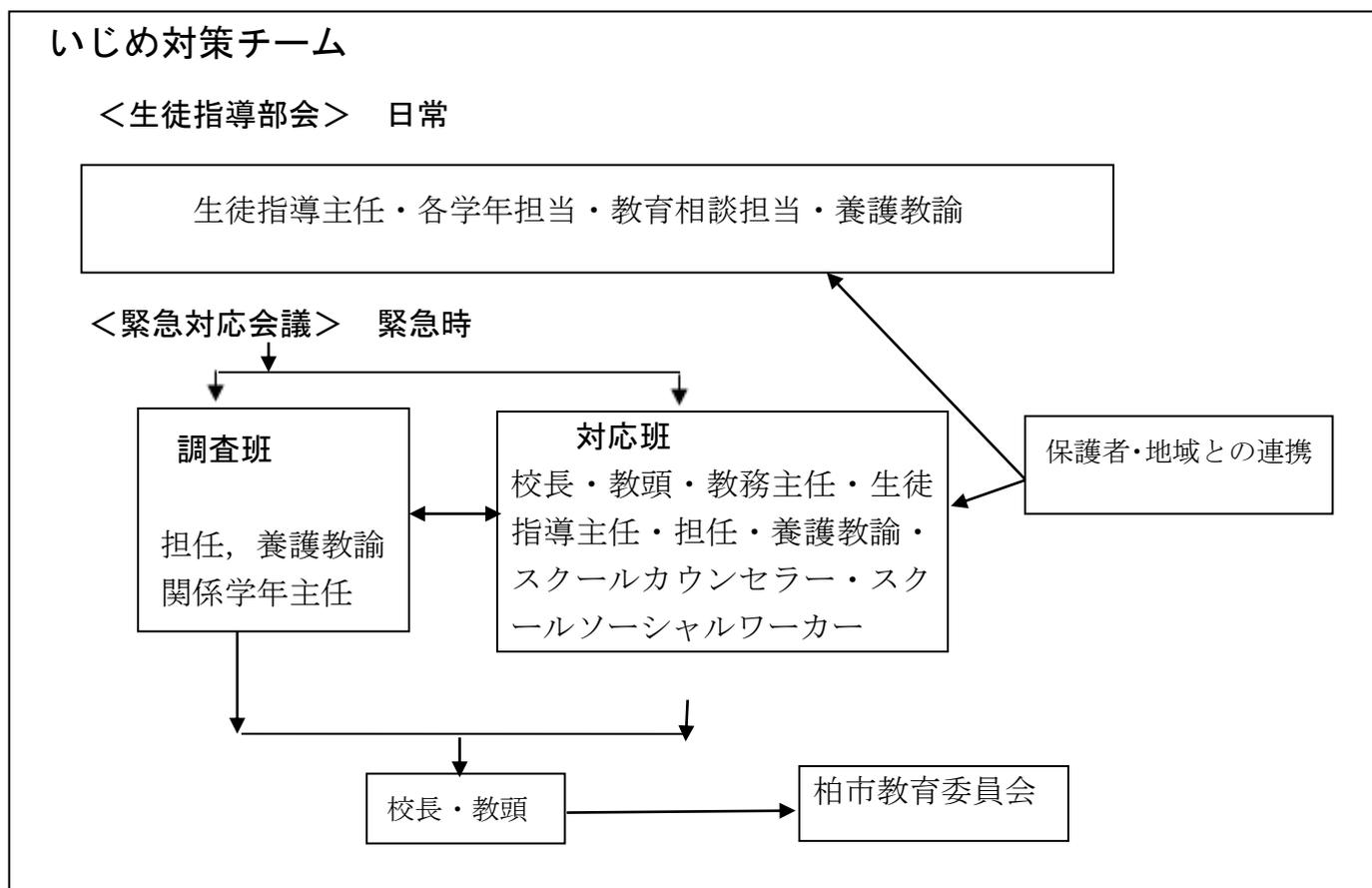
(2) いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議

①構成

校長，教頭，生徒指導主任，担任，その他必要に応じて，教務主任，養護教諭，また，スクールカウンセラー，スーパーバイザーを要請する。

②役割

緊急時の対応においては，いじめ対策チームを組織し，緊急対応会議を開設。状況把握と対応方法の共通理解を図り，対応にあたる。



3 いじめの未然防止のための措置

(1) 児童・保護者への啓発活動

全校児童に「いじめは絶対に許されないことであり、見て見ぬふりも傍観者としていじめに加担することになることを教育活動全体を通じて周知する。また、校内にいじめ防止に関する啓発掲示物の掲示をする。

児童会活動を中心に、いじめ防止に関する活動「いじめゼロ」を実施し、全校児童への働きかけをする。またポスターの作成やイエローリボンの配付等、いじめゼロを目指した児童会の活動を推進する。

保護者に対しては、学校公開日や授業参観日において道徳や特別活動の授業を展開し、命の大切さや友だちの大切さについての指導を公開し、学級や学校での取組を理解してもらう。学校だよりにおいても継続的に啓発する。また、合わせていじめ防止対策推進法を内外に周知する。

(2) 教職員の意識の向上

児童一人ひとりの人権を尊重し、個に応じた指導・支援を行っていく。教職員の差別的発言や児童を傷つける発言等、心ない不適切な発言や行動、体罰がいじめを助長することを、日頃から教職員に意識づける。

学校全体で暴力や暴言を排除することを確認していく。また、学習活動や特設クラブ活動等において過度の競争意識、勝利至上主義、児童のストレスを常に高くする指導にならないようにする。

(3) わかる授業の展開

生徒指導の機能を生かした「わかる授業」の展開（児童一人一人に「自己存在感」をもたせる場面や「自己決定」の場面を与えるなどの取組）が、自己有用感を高めるなどいじめを含めた問題行動の未然防止につながることを十分に意識し、日々の授業展開にあたるよう共通理解を図る。また、全体研修等で互いの授業を見合い、わかる授業への研鑽を積んでいく。

(4) 自己存在感が味わえる学級づくり

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間作りが必要である。その中で「こんなに認められた」「人の役にたった」という経験が、児童を成長させる。また、教職員の児童への温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感に繋がり、子どもたちは大きく変化することを意識して学級作りを進めていく。

(5) 児童への取組

道徳教育、命を大切にすることをキャンペーン、豊かな人間づくり実践プログラムを年間計画

に位置付け、計画的に実施する。インターネットを通じて行われるいじめ等の指導にも関係機関と連携し、学年に応じて実施する。

(6) 児童の自発的な取組

命を大切にすることをキャンペーン、いじめゼロ宣言、児童会提案の活動を推進する。

4 いじめの早期発見

(1) 児童アンケートの実施

全校児童に対して、学期に1回(7月, 12月, 3月), いじめアンケート調査を実施する。内容にはインターネットを通じた、いじめについての項目を設ける。記名調査とするため、調査実施時にいじめ加害者が被害者に圧力をかけられることのないよう、予告せず全校一斉に実施、机の間隔をあける、アンケート用紙は児童に集めさせず、教師が一人ひとり回収するなど十分配慮する。アンケート結果をもとに、担任が当該児童と個別に面談し、状況によっては教育相談担当や養護教諭、管理職とも面談を重ねる等、組織で対応する。また、10月には学校生活アンケートを実施し、家庭で記入し、保護者の確認のもと提出させるようにする。アンケートの保存期間は、実施年度末から5年間とする。

(2) 保護者アンケートの実施

保護者に対しては年1回(10月), 学校生活アンケート調査を実施する。いじめ・体罰・セクハラを含むアンケートを実施し、結果をもとに必要なに応じて連絡・面談を行う。

(3) 教育相談の実施

児童は、校舎内1階に設置している「相談ポスト」でいつでも相談できるようにする。また、いじめアンケート終了後1週間を教育相談日とし、アンケートに書かれていることに関して解決に向け、対応する。

保護者は、希望者に教育相談を実施できる。それ以外にも日常的にいつでも児童の人間関係に関するトラブル等気になることについては担任を始め、養護教諭、教頭を窓口連絡を入れてもらい、常時教育相談は実施する。また、いじめられている児童、いじめている児童のサインをキャッチする家庭用チェックリスト(日常生活・持ち物の変化・友人関係・家族との関係の変化)を配布し、いじめがあった場合の子どもの変化の特徴を保護者に示し、速やかに学校に相談するよう啓発する。

(4) 日常的な観察や取組

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、子どもたちの様子に目を配る。「子どもがいるところには、教職員がいる」ことを目指し、子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けることは、子どもたちに安心感を与えるとともに、いじめ発見に努める。児童がいるところ

には教職員がいるという状況に心がけ、児童の人間関係を定期的に観察するとともに日常的に児童の発言や行動に目を配り、いじめの早期発見に努める。

(5) 専門家及び外部機関との連携

学校配置となっているスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー他、スクールロイヤー等、外部の機関と連携を図る。

(6) 特別な支援を必要とする児童への対応

LD・ADHD・自閉症スペクトラム症等の、発達障害特性を有する児童生徒が、いじめの対象となったり、集団への不適応を起こしたりすることを踏まえ、学校全体で特別支援教育を推進し、理解・啓発を図ることにより、いじめを未然に防止するよう努める。

(7) 配慮を要する児童への対応

性別違和や性的指向・性自認に係る児童生徒については、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、性的指向・性自認に関する人権教育の推進や個別の事案に応じ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用しながら、児童生徒の心情に配慮した対応を行い、いじめを未然に防止するよう努める。

(8) 感染症等に関する人権への配慮と対応

感染症等の感染者や濃厚接触者、感染症の対策や治療にあたる医療従事者等に係る児童に対して、偏見やいじめが起こらないよう、学校全体で注意深く見守り、いじめの未然防止に取り組む。また、不安やストレスを抱えている児童がいる場合はスクールカウンセラー等を活用し、必要に応じて関係機関と連携しながら対応する。

(9) SOS の出し方教育の推進

「SOS の出し方教育」とはいじめをはじめとする悩みを抱えたときに、「現在起きている危機的状況、又は今後起こりえる危機的状況に対応するために、適切な援助希求行動（身近にいる信頼できる大人に SOS を出す）ができるようにすること」、「身近にいる大人がそれを受け止め、支援ができるようにすること」を目的とした教育を進めていく。

5 いじめの相談・通報体制

学校におけるいじめ及び学校以外でのいじめの相談相手として、児童に対しては、「相談ポスト」での相談方法があることを周知する。実際に相談する際、相談相手は児童が希望する相手に相談できる。主な担当は、担任以外に養護教諭や教育相談担当者、教頭が相談窓口となる。日頃から、相談はいじめを早く解決し、いじめられている人を守るためであり、決して卑怯な行為ではないので、「恥ずかしい」と思わずに、安心して相談するよう知らせる。

いじめゼロ宣言の「話す勇気」について児童に具体的に説明する。

また、いじめの早期発見，早期対応，抑止力を目的としたSTANDBYアプリや，児童生徒が毎日こころとからだの状態を記録したり，アンケートに回答したりすることで，「気づき」や「変化」を見える化し，より一層いじめの発見・相談がしやすい環境を整えていく。

保護者に対しては，担任を始め，養護教諭や教育相談担当者と教頭が対応する。相談窓口に関しては，学校便り等で保護者に周知する。

6 いじめを認知した場合の対応

(1) 事案に対する報告連絡体制

まず，一報を入れる。その後，必要に応じて緊急会議。対応組織は「いじめ対策チーム」

いじめ発見者 → 教頭 → 校長

担任 → 学年主任 → 生徒指導主任

聞き取りの後，再び連絡。対応。保護者への説明。全教職員への連絡

担任 → 教頭 → 校長

学年主任 → 生徒指導主任

(2) いじめへの対応

いじめに関わった児童の心身と関係性の修復及び再発防止に努める。

- ① 保護者の要望に応じて，スーパーバイザーやスクールカウンセラーの派遣を依頼し，必要に応じて，いじめに関わった児童生徒及び保護者に対してのカウンセリングを実施する。
- ② いじめが原因で不登校が発生した場合には，教育支援センターへの通級・通室によって，いじめに関わった児童生徒の学びの場を確保する。
- ③ 教育支援センターにはアドバイザーが配置されており，連携しながら必要な支援を行う。
- ④ 関係機関と連携しながら，いじめに関わった児童への指導を継続する。

以下(3)～(5)では，いじめられた児童・いじめた児童・いじめを見ていた児童への対応の詳細を記す。

(3) いじめられた児童への対応

①一次対応（緊急対応）

○事実関係の把握

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合，その場でその行為を止める。（暴力を伴ういじめの場合は，複数の教員を呼び，直ちに現場に駆けつけ対応にあたる）いじめ被害者を徹

底して守り抜く。

・児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

・発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。

・いじめられている児童の立場や発達段階を考慮して、本人の心の痛みを温かく受容し、共感的理解に努めながら聴く。

・いじめた児童が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。

・得られた情報は確実に記録に残す。

・聴き取りにあたっては、「いつ、どこで、誰に、何をされた（言われた）か」を、本人に具体的に確かめながら記録をする。聴き取った後、時系列に整理する。

・聴き取りに際しては、担任との関係等に配慮して最も信頼を得ることができている教師等が対応するなど、学校全体で組織的に対応する。

○把握すべき情報（例）

◇誰が誰をいじめているのか・・・【加害者と被害者の確認】

◇いつ、どこで起こったか・・・【時間と場所の確認】

◇どんな内容のいじめか、どんな被害を受けたのか・・・【内容】

◇いじめのきっかけは何か・・・【背景】

◇いつ頃から、どのくらい続いているのか・・・【期間】

全

面支援（心のケア）

「全面的に支援し、守り抜く」ことをきちんと伝え、自分のことを心配し、守ってくれる人がいる安心感をもたせ、心のケアを図る。いじめられている児童やいじめを知らせてくれた児童を徹底して守り抜くため、登下校、昼休み、清掃時間、放課後等においても、教職員の目の行き届く体制を整備する。緊急性や深刻さを考慮して、場合によっては、緊急避難的措置として別室登校などが考えられる。

②二次対応（短期対応）

○支援体制

・生徒指導部会及び関係職員でいじめられている児童の指導・援助の方策を立てる。

・支援体制及び方針について全職員で理解する。

・いじめられている児童と信頼関係が最もできている教師を担当者とする。

・担当者となった教師が中心となって支援をする。

・児童にかかわりの深い教師数名でチームを組み、担当者の日常的な指導や援助に対し

てサポートしていく。

③三次対応（長期対応）

○対人関係能力の向上と適応促進

・日常的な観察や定期的なアンケート調査の実施等を通して、継続して十分な配慮を行う。また、児童の対人関係能力の向上や改善のために、養護教諭やスクールカウンセラー等の協力のもと児童の発達段階に応じたスキルトレーニングやアサーショントレーニングを行う。

さらに、いじめの深刻さによっては、保健室等の別室登校も考える。いじめにより児童の心身の安全が脅かされるようなおそれがある場合は、保護者の希望により、校長など関係者の意見も踏まえ、転校等の措置についても配慮する。

○専門家及び外部機関との連携

学校配置となっているスクールカウンセラー、ソーシャルワーカー他、外部の機関と連携を図る。

（４）いじめた児童への対応

①一次対応（緊急対応）

○事実関係の確認

いじめていると決めつけず、冷静かつ客観的に、事実と経過を確認する。いじめた児童が複数の場合は、複数の教師で同時に、かつ個別に事実と経過を聴く。事実関係の確認は、「いつ、どこで、誰が、何をした（言った）か」を具体的に確かめながら記録する。確認する中で児童が語った心情（不満感・不信感等）については、一方的に否定したり説諭したりせず、丁寧に聴き取る。なお、事実確認と指導は、明確に区別する。

○関係者への報告と確認

速やかに教頭及び関係職員に報告する。複数の教師で聴き取った内容に相違点があれば再度確認し、事実を正確に把握する。

②二次対応（短期対応）

○指導方針の立案と共通理解

・いじめた児童への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。

・不満やストレスがあっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの確に発散できる力を育む。

・いじめの態様に応じた適切な対応を行う。

「冷やかし・からかい」への対応には、事実関係を確認しながら行為の理不尽さを理解させるとともに、相手の立場に立って心の痛みや苦しみを感得させるようにしていく。

「仲間はずれ」「集団による無視」「持ち物隠し」への対応には、当事者の不満や不信を傾聴し受容した上で、よりよい解決策を導き出すようにする。

「言葉での脅し」「たかり」「暴力」への対応には、関係機関との連携を図る。児童相談所や警察との連携によって、出席停止等の措置を含めた毅然たる対応をとる。

③三次対応（長期対応）

○規範意識の育成と人間関係づくりの改善，保護者との信頼関係を築き，共に子どもの成長を願い，協働していく。道徳教育を始めとする教育活動全体を通して，いじめが重大な人権侵害に当たり，決して許されないことを児童に理解させていく。また，学校や学級では，共感的人間関係づくりに努め，所属意識や自己存在感が高まるような取組を継続して行う。

○専門家及び外部機関との連携スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー等の専門家，及び外部の機関と連携を図る。

(5) いじめを見ていた児童への対応

○共感的人間関係

違いを認め，尊重し合う共感的人間関係をつくっていく。発達段階に即して，思いやりや友情，協力等の道徳的価値を内面的に自覚できるよう工夫してする。

○全員が当事者

いじめを見ていた児童に対しても，自分の問題として捉えさせるとともに，いじめをやめさせることはできなくても，誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。はやしたてるなど同調していた児童に対しては，それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

○自己存在感が味わえる学級づくり児童生徒一人一人に活躍の場をつくることが大切である。「できた・わかった」を実感できる授業の創造や一人一役の係活動，教室の作品掲示など，一人一人が自己存在感を味わえるような工夫を心がける。

7 情報提供

(1) 一次対応（緊急対応）

○いじめや人間関係のトラブルの発生を把握して，速やかに保護者に連絡する。

○複数の教師で家庭訪問をし，直接保護者に事実を正確に伝える。内容によっては，学年主任・管理職が同行する。

○保護者の願いを傾聴し，信頼関係の構築に努める。

(2) 二次対応（短期対応）

○新たに分かった事実や今後の指導方針を伝える。

○加害・被害にかかわらず、誠意をもって対応し、協働して問題解決を図る。

(3) 三次対応（長期対応）

○今後の学校での対応を伝え、家庭の理解と協力を依頼する。

*問題の深刻さや他の児童への影響を考慮して、学級や学年もしくは全校での保護者会を開催する。

8 指導

(1) いじめられた児童・いじめを知らせた児童

○安心して学校に登校できるよう、養護教諭やスクールカウンセラーを活用し、心の拠り所となる場所を設けるようにする。

○児童の苦痛を取り除くことを最優先に考え、迅速な対応をする。

○最後まで守り抜く姿勢や秘密を守ることを伝え、心の安定を図るようにする。

(2) いじめている児童・観衆や傍観者としている児童

○いじめた気持ちや状況などについて十分に話を聞き、いじめをした児童の背景にも目を向けるようにする。

○心理的な孤独感を与えないように配慮する一方で、毅然とした態度と粘り強い指導を行い、いじめが人として許される行為ではないことを認識させる。

○見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることについて理解させ、いじめを訴えて、正義に基づいた勇気ある行動をとるように指導する。

9 重大事態への対応

法第28条は、いじめにより、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、及びいじめにより児童生徒が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときを重大事態として、速やかな対処を求めています。

重大事態の意味

※『いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 文部科学省 平成29年3月より抜粋』

①児童生徒が自殺を企画した場合

・自殺を企画したが軽傷で済んだ。

②心身に重大な被害を負った場合

・暴行を受け、骨折した。

・投げ飛ばされて脳震盪となった。

(ア)金品等に重大な被害を被った場

・複数の生徒から金品を強要され、総額1万円を渡した。

(イ)精神性の疾患を発症した場合

・心的外傷後ストレス障害と診断された。

(ウ)いじめにより転学等を余儀なくされた場合

・欠席が続き、(重大事態の目安である30日には達していない)当該校へは復帰ができないと判断し、転学(退学等も含む)した。

重大ないじめ事案や児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある犯罪行為と認められた場合には、法第23条第6項に基づき、直ちに警察署生活安全課及び千葉県柏市児童相談所に相談・通報を行い、支援を要請します。

(1) 重大事態が発生した場合の連絡体制

まず、一報を入れる。その後、必要に応じて緊急会議。対応組織は「いじめ対策チーム」
いじめ発見者 → 教頭 → 校長 → 児童生徒課
担任 → 学年主任 → 生徒指導主任

聞き取りの後、再び連絡。対応。保護者への説明。全教職員への連絡
担任 → 教頭 → 校長
学年主任 → 生徒指導主任

校長 → 児童生徒課 → 教育長 → 市長

教育委員会の指導のもと、柏警察署(TEL: 7148-0110)に通報する。

○学校が調査の主体となった場合、適切な専門家を加え、「いじめ対策チーム」で調査を実施し、結果を報告する。

○事案によっては、学校すべての保護者に説明する必要の是非を判断し、当該児童や保護者の同意を得たうえで、緊急保護者会を開催する。

○外部との窓口は一本化し、教頭が対応する。

10 公表、点検、評価

○児童や保護者から得たいじめアンケートの統計をとり、分析し、実態に応じた対応をとる。

○学校が実施する年度末の教育課程の反省において、本校のいじめ防止基本方針を見直し、改善点を話し合っって次年度に生かすようにする。

○分析・点検した結果をホームページ等で公表し、学校の取組に対する保護者や地域の理解を深める。

○いじめ対策チームを中心として組織が有効に機能しているかについて、定期的に管理職による点検と評価を行い、児童や地域の実態に応じた取組を展開する。

○教職員に対しては、いじめ対応への様々なスキルや指導方法を身につけるための研修を講師招聘して実施し、具体的な事例研究を計画的に実施する。

関係諸機関との連携（保護者向け）

○柏市教育委員会児童生徒課	04-7191-7210
○教育支援室	04-7131-6671
○千葉県教育庁東葛飾教育事務所	047-361-4103
○千葉県親と子どものサポートセンター	043-207-6028
○柏警察生活安全課	04-7148-0110
○千葉県警東葛地区少年センター	04-7162-7867
○柏市少年指導センター	04-7164-7571
○柏市役所家庭児童相談	04-7167-1458

児童・生徒向け連絡先

○24時間子ども SOS ダイアル	0120-0-78310
○千葉いのちの電話	043-227-3900
○柏市補導センターやまびこ電話	0120-66-3741
○千葉県警少年センター	0120-783497